

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日 まで

基補発 0829 第 1 号

令和元年 8 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和元年 8 月の前線に伴う大雨により被災した場合の労災保険  
給付の請求及び社会復帰促進等事業に係る事務処理について

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害等に伴い、被災労働者の所属事業場が一時休業等した場合、労災保険給付の請求等に困難を來す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主証明等の事務処理等、アフターケア等の社会復帰促進等事業に係る事務処理等については、当面の緊急措置として下記により対応されたい。

記

第 1 労災保険給付請求書に係る事務処理等

1 労災保険給付請求書に係る事業主証明及び診療担当者の証明

今回の大雨による災害等により、被災労働者の所属事業場等が一時休業した等の理由から、労災保険給付請求書（以下「請求書」という。）の事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理すること。

また、被災労働者が療養を受けていた医療機関が一時休業した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理すること。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、証明を受けられない事情を付記させること。

2 業務上外等基本的な考え方

今回の大雨による業務上外等の考え方については、平成 7 年 1 月 30 日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づき、業務上外等の判断を行つて差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもつて処理することのないよう特に留意すること。

## 第2 社会復帰促進等事業に係る事務処理等

### 1 アフターケアに関する事務処理

- (1) 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者が、手帳を自宅に残したまま避難していること等により、実施医療機関に手帳を提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名を申し立てることによりアフターケアを受診できる取扱いとして差し支えないこと。

なお、当該者より相談があった場合には、本取扱いについて説明を行うとともに、当該者の実施医療機関あてに氏名、生年月日及び対象傷病名を申立てを行うことでアフターケアを行うことができる旨周知すること。

- (2) 手帳の交付を受けている者が、今回の大雨により当該手帳を亡失又はき損したときには、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（平成19年4月23日付け基発第0423002号）の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の6（4）に基づき速やかに手帳を再交付すること。
- (3) 今回の大雨により、アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合又は避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関を紹介する等親切、丁寧な対応を行うこと。
- (4) 今回の大雨により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費（以下「委託費」という。）を請求できないアフターケア実施医療機関から、委託費の算定及び請求について相談等があった場合には、当課と協議すること。

### 2 義肢等補装具費に関する事務処理

- (1) 義肢等の支給については、今回の大雨により被災労働者の自宅が浸水した等やむを得ない理由から、過去に支給を受けた義肢等補装具が亡失・修理不能となった場合は、耐用年数が経過する前であっても新たな購入費用を支給して差し支えないこと。また、修理が可能な場合には、修理の要件に該当するものとして、修理費用を支給すること。
- (2) 請求人が費用の請求を行う際に請求書に添付する採型指導の証明書については、医療機関が損壊した等の理由から証明書が得られない場合には、添付を要しないとして差し支えないこと。この場合、医師の証明書が提出できない理由を請求人より聴取し、請求書の余白に記載しておくこと。

### 3 被災したアフターケア対象者及び義肢等補装具を使用している者等への周知について

本通達の取扱いについては、相談に来庁した者に各局の問い合わせ先が印刷されたパンフレット等を配布することにより、被災したアフターケア対象者及び義肢等補装具を使用している者等に対して周知を図ること。

## 第3 本省への照会

本通達により判断しがたい事項については、当課あて照会すること。